

(例規 3 5)

1

陸 幕 警 第 6 号
令和 7 年 2 月 5 日

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
警 務 隊 長 殿
小 平 学 校 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

警務官等の指定取消しに係る細部事項について (通達)

警務官及び警務官補の指定並びに権限の行使及び調整に関する訓令 (昭和 3 0 年防衛庁訓令第 3 3 号) 第 1 条の規定に関し、警務官等の指定取消しに係る細部事項については、別紙のとおり実施されたい。

添付書類 : 別紙

警務官等の指定取消しに係る細部事項

1 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 部隊等

自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）第2条第7号に規定する部隊等をいう。

(2) 部隊等の長

前号に規定する部隊等の長をいう。

(3) 警務官等

警務官及び警務官補をいう。

2 警務官等の指定取消し

(1) 陸上自衛官である警務官等の指定取消しは、付紙第1の事由に該当する者について陸上幕僚長が行う。

(2) 前号のうち、3等陸佐以上の警務官の指定を取り消す場合の防衛大臣に対する承認申請は、陸上幕僚長が行う。

3 警務官等の指定取消しに係る手続

(1) 部隊等の長は、付紙第1第1項及び第2項の事由に該当する場合は、次の内容により順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

ア 部隊等、階級、氏名

イ 手帳番号

ウ 理由（指定取消理由の発生時期、細部の内容、現在の状況、警務官等として勤務を継続した場合に職務に与える影響等）

(2) 部隊等の長は前号の上申に当たり、付紙第1第1項については当該警務官等が作成した警務官指定取消願（付紙第2）及び心身の故障等を確認できるものを、同第2項については、適格性を欠くに至った理由を確認できるものをそれぞれ添付する。

(3) 部隊等の長は、第1号の上申に当たり当該警務官等に対し指定取消しの理由、定年年齢の相違等について説明するものとする。

(4) 部隊等の長は、付紙第1第3項の事由に該当した場合は、警務官指定取消名簿（付紙第3）により順序を経て速やかに陸上幕僚長に報告するものとする（警定第201号）。

警務官等の指定取消しの要件

1 心身の故障等

心身の故障や個人の事情等により、警務官等の任務を遂行出来なくなった場合

2 適格性の欠如

部内の秩序維持にあたる者としての適格性を欠くに至った場合（注）

3 特技職の変更等

- (1) 部内選抜試験に合格し幹部自衛官となった際等の場合において、組織ニーズ及び本人の意向に基づき、警務以外の特技に変更することとなった場合
- (2) 別の特技職の者が例外的かつ一時的に警務官の職に補職する必要が生じた場合で、当該警務官の職を離れることとなった場合

注：故意によるもので、停職の重処分以上の懲戒処分に該当する又は社会的影響の大きい事案（特に刑事罰を対象）を起こした者については、人事教育局との調整結果を踏まえ個別に判断

年 月 日	
陸上幕僚長 殿	
	部 隊 等 :
	階 級 :
	氏 名 :
	生年月日 :
	認識番号 :
警 務 官 指 定 取 消 願	
私は、下記のとおり警務官の指定の取消しを願い出ます。	
記	
1 指 定 取 消 理 由	
2 指定取消希望日	

寸法：日本産業規格 A 4

※ 全て自署

※ 警務官補の指定を取り消す場合は、「警務官」を「警務官補」に置き換えて使用する。

警 務 官 指 定 取 消 名 簿

番号	部隊等	階級	氏 名 n a m e	手帳番号	該当事由

寸法：日本産業規格 A 4

※ 警務官補の指定取消事由の報告については、「警務官」を「警務官補」に置き換えて使用する。